

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値を高め、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会などステークホルダーに信頼され支持される企業となるべく、経営の健全性を重視し、併せて、経営環境の急激な変化にも迅速かつ的確に対応できる経営体制を確立することが重要であると考えております。

当社の提出日現在における企業統治の体制の模式図は、その他2.その他のコーポレート・ガバナンス体制等に関する事項に記載しております。

当社の取締役会は、代表取締役社長賀賢漢が議長を務めております。その他メンバーは代表取締役会長山村章、代表取締役副社長山村文、取締役若木啓男、取締役鈴木孝則、取締役宮永英治、社外取締役中村久三、社外取締役柳澤邦昭の8名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、重要案件が生じたときは、機動的にその都度、臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規則に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。また、経営環境の変化に迅速に対応できるように取締役の任期は1年としております。

当社は、監査役会制度を採用しております。常勤社外監査役樋口隆昌、社外監査役藤本豪、監査役吉田勝の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、監査役会規則において年8回以上開催することを定められており、原則毎月1回開催し、必要に応じて随時監査役会を開催しております。なお、監査役会の議長は、常勤監査役が務めております。常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的にミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

業務執行につきましては、現在、執行役員9名[内、男性8名、女性1名/内、取締役4名(内、男性4名)]をそれぞれ担当職務・部門責任者として配置し、業務執行上の役割分担を明確にしており、毎月執行役員会を開催し、取締役会付議事項を含む重要案件について審議しております。

当社は、後藤法律事務所との法務顧問契約に基づき、業務上必要に応じて法務に関わる助言を受けております。会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とは、監査契約に基づき会計監査を受けており、監査の過程及び監査終了後において指摘等に関する報告を受けております。東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場する企業として、開示規定に定める事象がおきた場合は、遅滞なく情報の開示に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1)当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針に則して対応し、保有目的が適切か否か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を取締役会で定期的、継続的に検証し、検証結果に基づき政策保有株式の縮減を進めております。

(2)2020年7月の取締役会において、精査の結果、7銘柄を保有継続することとしました。なお、当社の株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合、取引の縮減を示唆する等の売却を妨げることは一切行っておらず、適切に売却等に対応しております。

(3)議決権の行使については、原則として当該株式発行会社の取締役会の判断を尊重し、当該議案が当社グループとの関係・取引に悪影響を及ぼす場合、または明らかに株主共同の利益を損なうと考えられる場合を除いては肯定的に判断して行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者との取引を行う場合には、取締役会での審議・決議を要することとしており、利害関係を有する取締役は当該議案に対し、決議に参加できないこととしております。関連当事者間の取引につきましては、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様の条件による取引を基本とし、取引内容の妥当性について少数株主利益を害することのないよう対応しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社の企業理念、行動規範

当社のウェブサイトにて開示しております。

(2)経営計画

当社のウェブサイトにて掲載している決算説明会資料等にて開示しております。

(3)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のウェブサイト及び有価証券報告書にて開示しております。

(4)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役は企業活動を通じて企業価値を継続的に向上させることがその使命であることを鑑み、役員の報酬については、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。取締役の報酬額の総額は、2007年6月26日開催の当社27期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)として、また、当社の監査役の報酬額は、年額60百万円以内として、それぞれ決議しております。

当社グループでは、高い収益性を実現する経営能力に対するインセンティブとして、各子会社のROEや営業利益を勘案の上、当社の社外取締役をメンバーを含む報酬委員会において協議の上決定し、取締役会へ報告しております。

提出会社の取締役の個々の月額報酬については、報酬委員会において、常勤・非常勤の区分、会社への貢献度などを勘案の上決定し、取締役会へ報告しております。

監査役の個々の報酬額は、常勤・非常勤の区別で、監査役会の協議により決定しております。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社の取締役および監査役候補の指名に関しては、選任基準の内規に基づき選定し、代表取締役が推薦した候補者を取締役会が決議しております。また、監査役候補の指名にあたっては、監査役会の同意を得ております。

(6) 取締役・監査役候補の指名を行う際の選任・指名についての説明

取締役、監査役候補者を株主総会に付議する際には、略歴を記載し、能力・経験等の判断材料を提供するとともに、社外役員については、選任理由を参考書類に記載する方法で開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

法令、定款、取締役会規則に基づき、取締役会において決議を要する事項を定めた上で、具体的な業務執行を業務執行取締役委ねております。また、当社は執行役員制度を採用し、取締役会で業務執行取締役の職掌を決議し、代表取締役社長の指揮のもと、迅速な意思決定ができるよう業務分掌規程、職務権限規程に定めた権限にもとづき業務を遂行しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役会は8名の取締役で構成され、うち2名は社外取締役であります。また、取締役会の経営監視機能をより一層明確で且つ透明性を確保するために、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき当社の独立役員選任基準を定め、その要件を満たす独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会の経営監視機能をより一層明確で且つ透明性を確保するために、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき当社の独立役員選任基準を定めております。基準の概要については有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての構成等に関する考え方】

法令、定款、取締役会規則に基づき、取締役会において決議を要する事項を定めた上で、具体的な業務執行を業務執行取締役に委ねております。また、当社は執行役員制度を採用し、取締役会で業務執行取締役の職掌を決議し、代表取締役社長の指揮のもと、迅速な意思決定ができるよう業務分掌規程、職務権限規程に定めた権限にもとづき業務を遂行しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役の兼任状況】

当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告書、有価証券報告書の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性に関する評価】

当社は、取締役会の実効性を評価するため、第三者機関の助言に基づき、取締役、監査役全員を対象としたアンケート並びに社外取締役、社外監査役を対象としたヒアリングを2018年3月に実施しました。その結果、取締役会の実効性については概ね実効性が確保されていると評価しております。今後も、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が外部セミナーに参加し、取締役会にて報告、または伝達しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的成長及び企業価値の向上を目指し、株主の皆さまとの建設的な対話を促進し、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し、株主の皆さまの理解が得られるよう努めてまいります。

株主との建設的な対話に関する方針

(1) 株主の皆さまとの対話の統括

IR担当である経営企画担当取締役を株主の皆さまとの対話を統括する経営陣として指定しております。

(2) 株主の皆さまとの対話を補助する社内各部門の連携体制

IR室及び財務経理統括室が連携して、株主の皆さまとの対話を補助しています。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み

決算説明会、スモールミーティング、個人投資家説明会、株主総会後に開催する事業説明会、各種印刷物をはじめとする様々な情報伝達手段を活用しております。決算説明会及び事業説明会では、代表取締役が自ら説明を行っております。

(4) 対話に際してのインサイダー情報の管理

内部情報管理規程に基づき情報管理を徹底しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山村 章	833,200	2.24
野村信託銀行株式会社(信託口)	700,000	1.88
JP MORGAN CHASE BANK 385166	556,800	1.49
岩崎泰次	485,500	1.30
株式会社三菱UFJ銀行	420,000	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	418,800	1.13

三井住友信託銀行株式会社	400,000	1.07
松井証券株式会社	358,000	0.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	324,800	0.87
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	309,770	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明
------

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中村久三	他の会社の出身者													
柳澤邦昭	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村久三		他の公開会社の元役員	他の事業法人での豊富な経験・実績・見識を有しており、また業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場にあり、社外取締役をお願いしております。また、当社の定める基準に則り、独立役員として指定しております。
柳澤邦昭		他の公開会社の元執行役員	他の事業法人での豊富な経験・実績・見識を有しており、また業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場にあり、社外取締役をお願いしております。また、当社の定める基準に則り、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	3	2	2	0	1	社内取締役

補足説明 更新

取締役は企業活動を通じて企業価値を継続的に向上させることがその使命であることを鑑み、役員報酬については、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。取締役の報酬額の総額は、2007年6月26日開催の当社27期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役200百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人給とは含まない。)として、また、当社の監査役報酬額は、年額60百万円以内として、それぞれ決議しております。

提出会社の取締役の個々の月額報酬については、報酬委員会において、常勤・非常勤の区分、会社への貢献度などを勘案の上決定し、取締役会へ報告しております。

監査役の個々の報酬額は、常勤・非常勤の別で、監査役会の協議により決定しております。

なお、2020年8月14日の取締役会決議により、独立性、客観性、透明性および説明責任を更に果たすべく、報酬委員会の委員を3名(うち、社外役員2名/社外比率66.7%)から5名(うち社外役員3名/社外比率60%)に増強するとともに、社外役員に社外監査役を1名加え、独立社外役員の適切な関与・助言を得る体制を強化しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(1) 監査役監査の状況

社外監査役2名及び業務執行経験者で業務に精通した社内監査役1名の計3名で構成される監査役会は、原則年8回以上開催され、監査方針・監査計画、常勤監査役の業務執行に関する状況報告、内部統制システムの整備・運用状況、内外子会社への往査結果の共有、会計監査人の評価・再任可否判断・報酬同意、会計監査の相当性、監査報告の作成、および活動年間レビュー等々につき検討しております。

具体的な活動として、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会、経営戦略会議等への出席、各事業所・内外子会社への往査等を実施するほか、適宜意見交換を行い、また、必要に応じて社外取締役と協業するなど取締役の職務執行における監督の強化を図っております。さらに、独立監査人から定期的に監査報告を受けるほか適宜協議を行うなど連携の強化にも努めております。なお、これら監査役の監査を補助すべく、補助人1名を置いております。

前事業年度においては、当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については、以下の通りです。

樋口隆昌(常勤監査役):開催回数14回(うち出席回数14回(100%))

藤本豪:開催回数14回(うち出席回数13回(93%))

吉田勝:開催回数10回(うち出席回数10回(100%))

監査役吉田勝は、2019年6月27日の第39回定時株主総会において選任されたため、監査役の開催回数が他の監査役と異なり、就任後の開催回数は10回であります。

(2) 内部監査の状況

当社では、社長直属の組織として内部監査室(人員2名)を設けており、当社及びグループ各社の業務監査を行っており、法令及び内部規定を厳守させる機能を有しております。

(3) 会計監査の状況

監査法人の名称: EY新日本有限責任監査法人

継続監査機関: 8年間

監査法人の選定理由と理由

当社監査役会は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することを決定しましたので、新たな選任はありません。再任に際して考慮した事項は以下のとおりです。

(a)2017年3月に金融庁より公表された「監査法人のガバナンス・コード」に準拠した体制をいち早く整備し、全ての原則を適用しているほか、監査品質管理体制もしっかり構築していること。

(b)現在の当社担当監査チームのメンバーは、当社事業の概要、および内外に亘る当社グループの全体の状況を理解し、内部統制や事業関連リスクを把握、常に職業的懐疑心を保持しながら監査に当たっており、当該監査チームについては、これまで品質管理に疑義を抱かせるような兆候はなかったこと。

(c)経理部門や内部監査部門の担当者だけでなく、経営者や監査役との日頃のコミュニケーションも良好であり、忌憚のない意見交換が行われていることから、関連部門からも再任について特段問題なしと評価されていること。

なお、当社は、以下のとおり会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めております。

(a)監査役会は、会計監査人が次のいづれかに該当する場合は、その愛系監査人を解任することができる。

- 1 会社法第340条第1項に掲げる、以下解任事由に該当すると判断される場合。  
 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。  
 ・計監査人としてふさわしくない非行があったとき。  
 ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。
- 2 会社法、金商法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や、監督官庁からの業務停止等の重大な処分を受けた場合、等。
- (b)監査役会は、会計監査人が次のいづれかに該当する場合は、その会計監査人を再任しないことができる。
- 1 会計監査人の独立性、監査品質の管理、監査活動が著しく不十分と判断される場合。  
 2 会計監査人の監査品質の管理、監査活動が著しく不十分と判断される場合。  
 3 以上の点を含めた監督の体制及び実施状況を総合的に勘案して、会計監査人の信頼性や有効性に強い疑義があると判断される場合、等。
- (c).本方針の改廃  
 本方針の改廃は監査役会が行う。
- c.監査役及び監査役会による監査法人の評価  
 当社監査役会は、「会計監査人の評価基準項目」を策定し、これに基づき会計監査人を総合的に評価しております。
- (4)監査報酬の内容等  
 a.監査報酬の決定方針  
 当社は監査公認会計士等に対する監査報酬は、業務量を見積もった上で監査法人と協議し、監査役会の承認を経て決定しております。
- b.監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由  
 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会社監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樋口隆昌	他の会社の出身者													
藤本 豪	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与  
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
 d 上場会社の親会社の監査役  
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口隆昌		常勤監査役	株式会社東京三菱銀行(現三菱UFJ銀行)における業務執行者として、また、公益財団法人における事務局長として、実績・経験・見識を有しております。同行を退職して13年経過しており独立性も問題なく、社外監査役としてお願いしております。また、当社の定める基準に則り、独立役員として指定しております。
藤本 豪		弁護士	国内外の法務の高度な知見を有しており、社外監査役をお願いしております。また、当社の定める基準に則り、独立役員として指定しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

4名

### その他独立役員に関する事項

当社は、一般株主保護のため、株式会社東京証券取引所の規則を参考に、当社の独立役員選任基準を定め、2019年6月27日開催の第39期定時株主総会後の社外役員について同基準に則り、独立役員として指定しております。

#### <当社独立役員選任基準の概要>

- (1) 株式会社フェローテックホールディングス社外取締役又は社外監査役であること。
  - (2) フェローテックグループと重大な利害関係がない者であること。
  - (3) 以下の(a)から(e)に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、フェローテックグループと重大な利害関係のない独立役員であるとみなす。
    - (a) フェローテックグループの内部従事者・内部出身者
    - (b) フェローテックグループに対する専門的サービス提供者
    - (c) フェローテックグループの主要顧客、主要取引先(仕入先、借入先等)、または、発行済株式10%以上を保有する株主としての関係を有する者
    - (d) フェローテックグループと「取締役の相互兼任」の関係を有する者
    - (e) フェローテックグループの業務執行者その他の利害関係を有する者
- 上記(a)から(e)に掲げる者に関する内部詳細基準
- (a) 「フェローテックグループの内部従事者・内部出身者」に該当する場合
    - 1 本人が、会社法上の社外取締役(会社法第2条1項15号)又は社外監査役としての要件(会社法第2条1項16号)を満たさない場合。
    - 2 本人が、「対等な合弁会社」の「経営幹部」(\*1)である場合又は過去3年以内にそうであった場合。
    - 3 本人の「家族」(\*2)が、現在、フェローテックグループの「経営幹部」である場合。
  - (b) 「フェローテックグループに対する現在の専門的サービス提供者」に該当する場合
    - 1 本人又はその「家族」が、フェローテックグループに会計監査業務を提供し、若しくは就任時点から遡り3年以内に提供していた場合、又は、フェローテックグループに会計監査業務を提供していた監査法人に現在所属し、若しくは就任時点から遡り3年以内に所属していた場合。
    - 2 本人又はその「家族」が、就任時点から遡り3年以内にフェローテックグループに会計監査業務以外の次の業務を提供し、且つ、700万円(もしくはこれに相当する外貨)以上の報酬を受けていた場合。
      - (i) 弁護士、(ii) 税理士、(iii) 弁理士、(iv) 司法書士、(v) 経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタント
  - (c) 「主要顧客、主要取引先(仕入先、借入先)、または、発行済株式10%以上を保有する株主としての関係を有する者」に該当する場合  
本人が、フェローテックグループの現在の「主要な顧客・取引先・大株主」(\*3、4)である国内外の会社その他営利団体の取締役(これに準ずる「経営幹部」)に独立役員就任時点で従事している、又は、就任時点から遡り10年以内に従事していた場合。
  - (d) フェローテックグループの大口債権者との利害関係を有する者
    - 1 フェローテックグループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者(以下「大口債権者等」という。)又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人 その他の使用人
    - 2 最近3年以内に、フェローテックグループの現在の大口債権者等又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
  - (e) 「フェローテックグループと「取締役の相互兼任」に該当する場合
    - 1 社外取締役又は社外監査役本人が取締役に就任している国内外の会社又は取締役者に相当する役員に就任している営利団体において、フェローテックグループの取締役若しくは監査役が、その取締役若しくは監査役又はこれらに相当する役員に就任している関係にある場合。
  - (f) 「フェローテックグループとその他の利害関係を有する者」に該当する場合
    - 1 本人が、現在、フェローテックグループから100万円以上の寄附・融資・債務保証を受けている場合。
    - 2 本人の「家族」が、現在、フェローテックグループから100万円以上の寄附・融資・債務保証を受けている場合。
    - 3 本人又は「家族」が、現在、フェローテックグループのいずれかから100万円以上の寄附・融資・債務保証を受けている国内外の会社その他の営利団体の取締役(これに準ずる「役員・上級幹部」を含む)に就任している、若しくは就任していた場合。
- 上記における用語の定義は以下のとおり。
- \* 1: 「経営幹部」とは、取締役、監査役、執行役員、部長を超えるその他の重要な使用人、及び相談役・顧問
  - \* 2: 「家族」とは、配偶者、子供及び同居している2親等以内の血族・姻族
  - \* 3: 「主要な顧客・取引先」とは、過去3期において売買を含む全ての年間取引総額が、単体売上高の2%を超えるもの。
  - \* 4: 「大株主」とは、就任時点で当社議決権行使総数の10%以上の株式を保有すると判明しているもの。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明

常勤取締役の業務執行に係る意識高揚と更なる活性化、また、外部からの優秀な人材の確保を目的としております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

#### 第4回新株予約権

当社の業績と株式価値の連動性を一層強固なものとし、当社の使用人及び当社子会社の取締役・使用人が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクを株主の皆様と共有することを通じ、より一層の意欲及び士気を向上させるとともに、当社グループの結束力をさらに強固なものとする中で、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大に資することを目的として、2018年11月3日に当社の使用人及び当社子会社の取締役・使用人を対象として第4回新株予約権3,140個(1個につき当社普通株式100株)を無償にて発行しております。

<概要>

新株予約権行使時の1株当たりの払込金額：1,098円

新株予約権行使期間：2020年11月3日から2023年11月2日まで

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

有価証券報告書において、取締役(社外取締役)、監査役(社外監査役)それぞれの区分で総額を開示しております。また、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等も開示しております。

<役員区分ごとの報酬等の総額>

取締役(社外取締役を除く) 6名 報酬等の総額301百万円(固定報酬の総額221百万円 業績連動報酬の総額55百万円 譲渡制限付株式報酬24)

監査役(社外監査役を除く) 1名 報酬額の総額5.4百万円(固定報酬の総額3.6百万円 譲渡制限付株式報酬1.8百万円)

社外取締役及び社外監査役 6名 報酬等の総額30百万円(固定報酬の総額30百万円)

<連結報酬等の額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等>

山村章 報酬等の総額349百万円(固定報酬の総額257百万円 業績連動報酬の総額85百万円 譲渡制限付株式報酬6百万円)

賀賢漢 報酬等の総額478百万円(固定報酬の総額284百万円 業績連動報酬の総額173百万円 譲渡制限付株式報酬4百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### (1) 役員の報酬等

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、取締役は企業活動を通じて企業価値を継続的に向上させることがその使命であることを鑑み、役員の報酬については、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。

当社の役員報酬は、固定報酬、連結当期純利益(指標)に連動した業績連動報酬及び中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬の3種類で構成されております。

前事業年度中の報酬委員会は、代表取締役会長山村章、社外取締役中村久三、社外取締役柳澤邦昭の3名で構成され、6回開催しております。報酬の額や配分の決定は、報酬委員会において審議され、取締役会に報告されており、公正性・透明性を十分に確保しております。

取締役の固定報酬と業績連動報酬の割合は、役職位によって異なりますが、概ね固定報酬7割、業績連動報酬3割となっております。

(取締役固定報酬)

取締役の固定報酬の総額は、2007年6月26日開催の当社第27期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち、社外取締役200百万円以内、但し、使用人兼務取締役の使用人報酬は含まない。)として決議しております。

提出会社の取締役の個々の月額報酬については、報酬委員会において、年額500百万円以内(うち社外取締役200百万円以内、但し、使用人兼務取締役の使用人報酬は含まない。)として決議しております。

提出会社の取締役の個々の月額報酬については、報酬委員会において、常勤・非常勤の区分、会社への貢献度などを勘案の上決定し、取締役会へ報告しております。

(取締役業績連動報酬)

代表取締役を含む取締役の会社業績に対するインセンティブとして、株主還元を重視する観点から、業績連動報酬計上前の親会社株主に帰属する当期純利益(連結)を採用しており、EPS(1株あたりの利益)の向上を目指しております。

業績連動報酬の算定方法は以下のとおりです。

1) 40期業績連動報酬の支給条件:

業務を執行する取締役に支給する業績連動報酬の総額は、業績連動報酬計上前の親会社株主に帰属する当期純利益(連結)に3%を乗じた額とし、その上限は100百万円としております。

但し、親会社株主に帰属する当期純利益が年間の配当支払額を下回る場合は、業績連動報酬は支給されないものとしております。

また、取締役が事業年度中に退任した場合の業績連動報酬は、40期業績連動報酬支給額の個別支給額に在籍月数を12で除した数乗じたものとしております。

なお、監査役会より当事業年度における業績連動報酬の算定方法は適正である旨の報告を受けております。

2) 40期業績連動報酬の実績:

40期業績については、当該期間の指標の目標を2,500百万円とし、実績は1,784百万円となりました。年間の配当支払額は890百万円であり、上記支給条件を満たしたため、社外取締役を除く取締役に対する業績連動報酬として55百万円を計上しております。

3) 41期業績連動報酬の実績:

業務を執行する取締役に支給する業績連動報酬の総額は、業績連動報酬計上前の親会社株主に帰属する当期純利益(連結)に3%を乗じた額とし、その上限は100百万円としております。

各取締役の支給額は、支給総額に代表取締役会長1.8、代表取締役社長1.8、代表取締役副社長1.6、取締役1.0の役職位別の係数を乗じ、全取締役の係数の合計で乗じた額としております。

但し、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)が年間の配当支払額を下回る場合は、業績連動報酬は支給されないものとしております。

また、取締役が事業年度途中で退任した場合の業績連動報酬は、41期業績連動報酬支給額の個別支給額に在籍月数を12で除した数乗じたも



のとしております。

(譲渡制限付株式報酬)

2019年6月27日開催の第39期定時株主総会において、取締役(社外取締役除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)に株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び業績価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。当該決議に係る取締役の員数は6名(社外取締役2名を除く)、監査役の員数は1名(社外監査役2名を除く)であります。

譲渡制限付株式報酬は、対象取締役及び対象監査役が当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける制度です。本制度に基づき対象取締役並びに監査役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、それぞれ年額200百万円以内、年額10百万円以内とし、対象取締役並びに対象監査役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、それぞれ1事業年度200,000株以内、1事業年度10,000株以内としております。但し、当社の普通株式の株式分割又は株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼす行為が行われた場合、譲渡制限付株式の総数を合理的に調整します。また、取締役会は、当該株式に対して、割当日から30年間の譲渡制限期間を定め、第三者に対して譲渡、担保権の設定等、一定の処分をすることができない期間を設けております。(但し、任期満了をもって制限解除)

本決議に基づき、2020年7月31日付で、譲渡制限付株式を取締役6名に対して、42,000株(29百万円相当)を割り当てました。なお、対象者と当社の間では、譲渡制限付株式割当契約を締結しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会以外の重要会議等の開催案内や議事録の送信を行い、常に情報発信を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

提出会社の取締役の個々の月額報酬については、上述の -1-(6)- をご参照ください。

監査役の個々の報酬額は、常勤・非常勤の区別で、監査役会の協議により決定しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が採用する監査役会設置会社においては、経営環境や内部の状況に深い知見を有する取締役、豊富な経験・実績・見識を有する社外取締役、銀行及び公益財団法人の業務執行者として幅広い知見を有する常勤社外監査役、法務等の専門的な知見を有する社外監査役、内部の状況に深い知見を有する監査役の相互作用により、経営意思決定プロセスの透明性、遵法性が確保されるものと考えております。当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送を毎年開催日の3週間前を目標に実施しております。また、投資家及び議決権行使推奨機関等の当社株主総会での報告、議案内容理解の便宜を図るため、東京証券取引所及び当社WEBサイトでの早期開示を実施しております。本年は5月31日に開示いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、原則として集中日の数日前を目標に開催を行っております。但し、株主総会会場の他の利用者との兼ね合いにもよります。
その他	毎年、株主総会後に会社説明会及び株主懇親会を開催しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆さまに適時・的確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所JASDAQ市場の定める適時開示に関する規則に準拠した情報、その他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報についても、積極的に開示していきます。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社やIR支援会社が主催する説明会に年5回程度参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回開催し、ホームページ上で開示をしております。また、中国子会社の見学会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンスやスモールミーティングなどに参加しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算説明用映像のほか、社長インタビュー映像、ニュースリリース、決算短信を四半期毎に掲載、株主通信を年2回、決算説明会資料などの配信を行っております。英文資料も配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室に専属スタッフを設置しており、四半期毎に機関投資家を訪問しており、国内外合わせて年間約150社の機関投資家との対話を行っております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のホームページに企業理念及び行動規範を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針をホームページ上に掲げております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページを利用し株主、社員、顧客、取引先などへ経営実績や製品情報の開示を行 い、また、IR活動支援企業数社を利用し海外投資家へも情報発信しております。
その他	地球環境に配慮した活動を積極的に推進することを経営上の重要課題の一つとしており、最新の環境規制要求への適応を順次進めます。また、新エネルギー産業で活用できる素材・製品などを開発し、地球環境問題の解決に貢献することを掲げます。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、全業務に係る「コンプライアンスガイドライン」「職務権限規程」「業務分掌規程」「内部情報管理規程」「内部通報規程」「営業秘密管理規程」「取引先等秘密情報管理規程」「個人情報保護基本規程」「反社会的勢力への対応方針」「災害時事業継続管理規程」「安全保障輸出管理規程」「リスク管理規程」等各種規程を制定し、各組織の業務の役割及び責任を明確にしております。また、2015年5月1日施行の会社法改正に伴い、内部統制システム構築の基本方針を改訂し、業務執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制に基づき内部牽制を実施し、リスク管理体制の整備を行っております。また、現在の内部統制システムの基本方針に基づき、J-SOXに対応した社内及びグループにおける財務報告に係る内部統制の整備、運用状況を評価することで、内部統制の有効性の確保に努めております。

< 内部統制システム構築基本方針 >

(1) 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1 当社の企業理念と行動規範に基づき、コンプライアンス体制に係る規定を制定し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- 2 その徹底を図るため、経営管理組織の協力を得てコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、経営管理組織を中心に役職員教育等を行う。
- 3 内部監査室は、経営管理組織と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は必要に応じ取締役会及び監査役に報告される。
- 4 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- 1 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。
- 2 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 コンプライアンス、市場、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの主管部署にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- 2 リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理組織が行う。また、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 取締役会は、当社及びグループ会社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限を含めた効率的な達成の方法を定める。
- 2 経営に関する重要事項は、取締役及び執行役員を含む経営戦略会議で審議された後、取締役会に付議され決定する。
- 3 全社的な目標は、取締役会が月次及び四半期毎に進捗状況をレビューし、改善を促すことで、全社的な業務の効率化を実現する。

(5) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

- 1 取締役会は、関係会社管理規程に基づきグループ会社に対し、重要事項についての報告及び決裁を求めるとともに、グループ会社に関して責任を負う役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。
- 2 取締役及び経営管理組織並びに内部監査室は、これらを横断的に管理・監督する。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役と協議して配置される。
- 2 監査役の職務を補助すべき使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、人事考課は監査役の同意を得る。

(7) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1 当社及びグループ会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスのホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を構築する。
- 2 報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。
- 3 当社は、前号に定める方法に従い、監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- 2 監査役がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門の審議のうえ、監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1 財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の評価かつ内部統制報告書の適切な提出に向け内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、所轄警察と連携し断固としてこれを拒否する。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

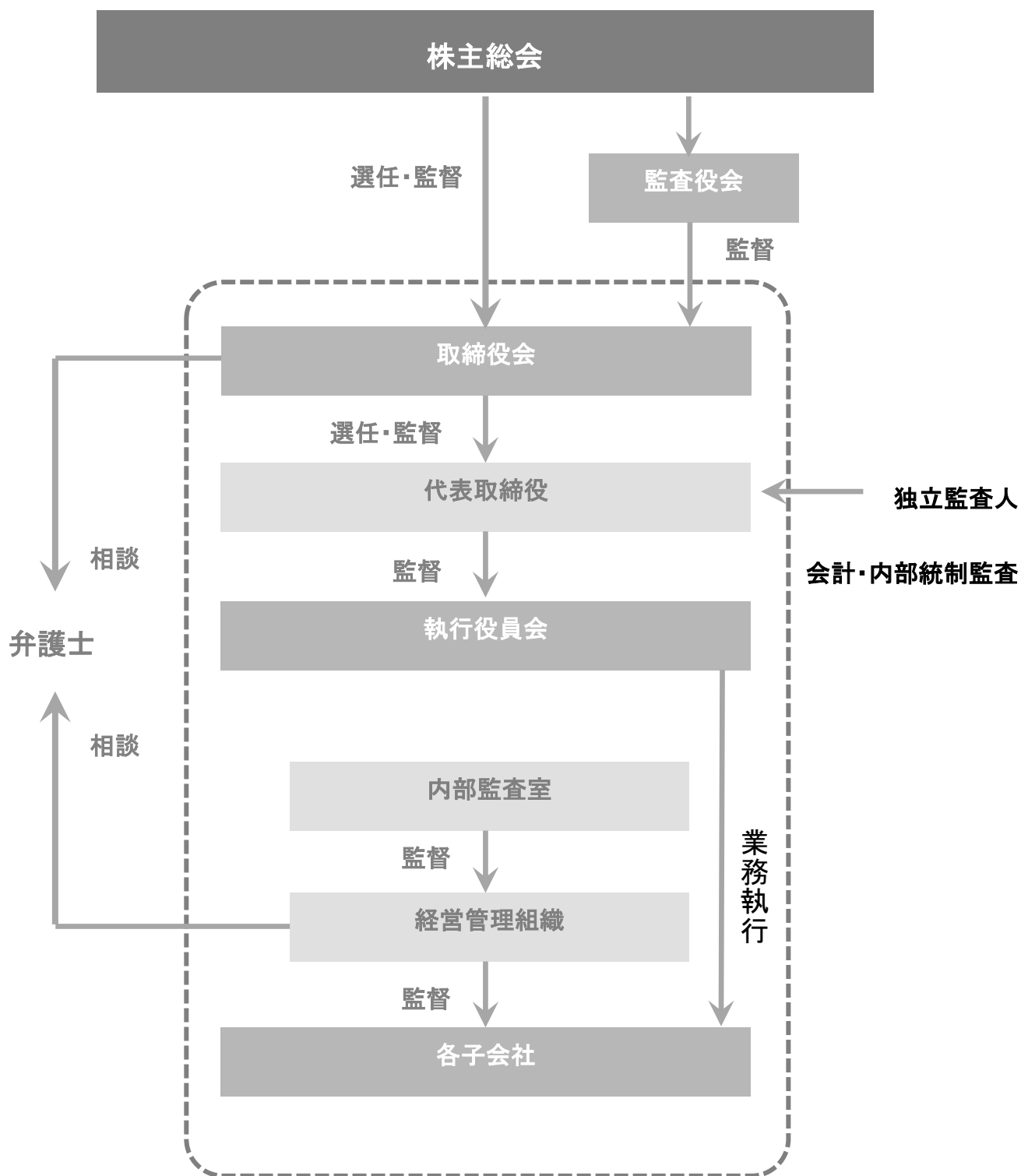
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、執行役員会、当社執行役員及び当社子会社代表者等により構成される経営戦略会議を設置し、業務執行上の基本方針その他重要事項を討議すると同時に、内部及び当社グループの管理体制の充実を図っております。その運用状況は以下のとおりです。

- (1) 当社グループの企業理念、行動規範を日本語、英語、または中国語で事業所内への掲示及びイントラネットへ掲示するなどグループ役職員へ周知徹底しております。
- (2) 当社へのコンプライアンス・ガイドラインに準拠したコンプライアンス方針を当社グループ会社にて制定し、当社グループの役職員への周知徹底を指導しております。また、2019年4月1日付「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の一部施行にあたり、当社において時間外労働時間削減、有給休暇取得推進、フレックスタイム労働制の導入等の諸施策を実施し、役職員に対する説明会を実施するなど、周知に努めております。
- (3) 当社取締役会議事録につきましては、永久保存とし、原本を厳重に保管しております。また当社役員が常時閲覧できるよう、当社の重要会議議事録、子会社の取締役会・董事会議事録は、当社イントラネットに掲示しております。
- (4) 当社定款、取締役会規則、就業規則、その他諸規定類につきましては、当社役職員が常時閲覧できるよう各事業所に備置するとともに、イントラネットに掲示し、常時閲覧できるようにしております。
- (5) 当社は、取締役会の実効性を評価するため、2018年3月に取締役・監査役全員を対象とするアンケート並びに社外取締役・社外監査役を対象としたヒアリングを実施しました。今後は取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。
- (6) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業運営に関する報告を受けるとともに、経営上の重要な意思決定についての事前承認を求める等により、子会社業務のモニタリングを実施しており、また、主要な子会社には、当社役職員を取締役及び監査役として派遣し、子会社の取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。
- (7) 当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会にて、リスク管理に関する必要事項を定め、もって会社及び会社が経営権を有するグループ会社のリスクの防止及び会社損失の最小化を図っております。子会社のリスク・事故に関する報告を受け、予防、再発防止のため協議を行っております。
- (8) 当社は、不測の事態が発生した場合に備え、災害時事業継続管理規程に基づく、災害対策本部の活動要領・事業継続手順書・演習計画書の検討など、災害対策の強化を進めたほか、主要な事業及び部門における事業継続計画の取り纏めを推進しております。本年発生した新型コロナウイルスに対応するため、先ず、中国において、次に日本において対策本部を設置し、従業員の安全確認、各事業所における感染予防、事業継続のための措置を実施しております。
- (9) 監査役は、当事業年度中に開催された取締役会に原則として全員出席し、取締役による業務執行状況を監査しております。また、常勤監査役は、執行役員会、経営戦略会議に出席し、また、業務執行における重要事項について他の監査役にその内容を報告しておりますほか、取締役会にて子会社等への往査の結果について報告しております。
- (10) 当社は、経営の透明性を高めるため、ディスクロージャー・ポリシー及び重要情報等開示規定を制定し、適時適切な情報開示に努めております。

[ コーポレート・ガバナンス体制の概要 ]



[ 会社情報の開示に係る社内体制 ]

